

富士川町小規模工事等受注希望者登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富士川町が発注する小規模の工事、業務委託及び物品購入（以下「小規模工事等」という。）において、町内事業者を積極的に活用し受注機会の拡大を図ることを目的として、小規模工事等の受注を希望する者（以下「受注希望者」という。）を登録することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「小規模工事等」とは、内容が軽易で、かつ履行の確保が容易であると認められるものであって、1件の予定価格が50万円未満のものをいう。

(登録できる者)

第3条 登録することができる者は、町内に主たる事業所又は住所を有する者のうち、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 成年被後見人、被保佐人及び破産者で復権を得ていないもの
- (2) 富士川町指名競争入札参加者資格名簿に登載されているもの
- (3) 希望業種を履行するために必要な資格及び免許を有しないもの
- (4) 町税を滞納しているもの

(登録の申請)

第4条 小規模工事等の受注希望者は、次に定める書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 富士川町小規模工事等受注希望者登録申請書(様式第1号)
- (2) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては身分証明書の写し
- (3) 資格及び免許等が必要な業種を希望する者にあっては、その資格者証や免許証等の写し
- (4) 納税証明書(申請日において、発行日から3か月を経過していない滞納のない証明)

(申請者の審査)

第5条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、内容を審査の上、登録の適否を決定し、富士川町小規模工事等受注希望者登録申請審査結果通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(登録者名簿の登載)

第6条 町長は、前条の規定により登録することを適当と認めたときは、当該申請者を遅滞なく登録者名簿に登載するものとする。

(登録の有効期間)

第7条 登録の有効期間は2年間とし、以後申請に基づき登録するものとする。ただし、登録の有効期限の途中で登録された者については、当該登録以後最初に到来する登録の有効期間の満了日までを有効期間とする。

(登録事項の変更等)

第8条 登録者名簿に登載された者は、登録事項に変更が生じたとき、又は事業を廃止したときは、富士川町小規模工事等受注希望者登録変更・廃止届(様式第3号)を速やかに町長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第9条 町長は、登録者名簿に登載されている者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条各号に該当した場合
- (2) 倒産又は破産した場合
- (3) 契約に関して談合等の独占禁止法、その他関係法令に違反する行為を行うなど不正又は不誠実の行為があった場合

(登録者の取扱い)

第10条 小規模工事等に該当する契約に係る業者の選定に際しては、原則として登録者名簿に登載された者の中から行うものとする。ただし、富士川町指名競争入札参加者資格名簿に登載された者のうちから業者を選定することを妨げないものとする。

(登録者名簿の公開)

第11条 登録者名簿は、原則として管財課において一般の閲覧に供するものとする。

(前金払等)

第12条 小規模工事等については、前金払及び部分払の対象外とする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 12 月 25 日から施行する。